

は し が き

春秋会ドリーム・プロジェクト委員会は、平成26年に『実践訴訟戦術——弁護士はみんな悩んでいる』を刊行し、その後平成28年に続編として『実践訴訟戦術 [刑事弁護編] ——やっぱり弁護士は悩んでいる』を刊行しました。幸い、前著は、2度の増刷がかかるほどにご好評をいただき、後著もまた、そろそろ増刷を検討するところまで読者のご支持をいただくことができたようです。

さて、弁護士は、日々「悩み苦しみながら、案件と向き合っ」ていますが、特に離婚事件は、多くの場合、高葛藤の夫婦の事件を扱うこととなり、また、離婚により当事者の生活が激変するということが頻繁にあり、夫婦のいずれにも人生に大きくかわる事件であるため、悩む場面が多くあります。また、弁護士としては、そもそもいつ、どのような手続を選択するのがよいのか、依頼者にどのような説明をしておくべきなのかといった多様な論点があり、その回答は、決して一義的ではなく、正解がないことの多い事件類型といえます。

そこで、今回は離婚事件をテーマとして取り上げ、ドリーム・プロジェクト委員会のメンバーにより、個別体験に基づき、あるいは事件処理の中で考えてきたことなどを赤裸々に語った座談会を2年にわたり15回実施し、その後反訳を経て、読者の方に読みやすいように構成をして刊行するに至ったものが、本書『実践訴訟戦術 [離婚事件編] ——弁護士はここで悩んでいる』です。

座談会では、離婚事件の特殊性からかなり個性的な案件の話聞くことができ「そんな事件があるのか」と弁護士でも驚愕するようなエピソードがたくさん飛び出したり、「こういうときどうしたらよいのか、何がベストなのか」といった深い問題についても、一人ひとりが誠実に考えを述べてきました。座談会そのものが、参加者弁護士に成長をもたらす機会であったように思います。

国家は、結婚のときには婚姻届を受け入れるだけで特別な手続を求めてはいないのに、離婚になると「事件」という司法的な手続が介在することになります。わが国では先進国には珍しく協議離婚という裁判所の介在しない離婚が多数を占めますが、弁護士がかかわる離婚事件のほとんどは、協議離婚としてまとまらなかったケースであり、司法手続、つまり国家がつくったルールの中で問題を解決することになります。一般の方は、司法手続そのものあまりなじみがありませんから、不安を抱えた依頼者とともに離婚事件に向き合うことになります。そんな離婚事件における悩みを、本書を読んでいただくことで、読者の皆さんにも共有していただき、そして、本書で議論された内容を実務において実践していただければ幸いです。それでもおそらく悩みはなくなるでしょうけれど……。

平成29年12月26日、本書の完成に多大なご尽力をいただいた高畠敏秀弁護士が急逝されました。高畠弁護士は、『実践訴訟戦術——弁護士はみんな悩んでいる』の刊行に際して、ドリーム・プロジェクト委員会の委員長であり、いわば「実践訴訟戦術」シリーズの産みの親のお一人でした。第1作のサブタイトル「弁護士はみんな悩んでいる」は、高畠弁護士の発案によるものです。若手からベテランに至るまで、多くの弁護士から慕われ、いつも周りを笑わせて、暖かく、そして「場を和ませる天才」でした。高畠弁護士がいらっしゃるだけで、座談会もその後の親睦会も楽しい機会となりました。メンバーは、まだ、喪失感と悲しみから抜け出せませんし、今後の活動でも高畠弁護士の姿を探してしまいそうです。せめて、これから高畠弁護士を範とし、その遺志を次いで、弁護士活動を続けていきたいと思います。奇しくも本書は、高畠弁護士の遺作となってしまいました。この刊行をもって、手向けとさせていただきます、ご冥福をお祈り申し上げる次第です。

平成30年1月

東京弁護士会春秋会

ドリーム・プロジェクト委員会
委員長 松野絵里子

Chapter II

第2章 | 相談——受任～初動



I 相 談

1 相談の端緒・きっかけ

新人 離婚事件の相談の端緒はどのようなものですか。離婚事件特有のものがありますか。

中堅女 一般的に友人の紹介、弁護士会での法律相談が多いですね。離婚事件特有のものはないように思います。

若手女 弁護士会や法テラスの法律相談では、一定割合で離婚相談はありますよね。友人から、離婚相談や不貞関係の相談があることも、結構ありますね。受任に至らないことも多いですけど。

中堅女 私の場合は、企業法務が業務の中心となっている弁護士からの紹介が多いですね。ホームページをご覧になった方から突然連絡をいただくこともあります。

新人 突然電話がかかってくるだけでも相談を受けるのですか。

中堅女 はい、お話を聞いてみることにしています。事務所に来所いただく時間を調整してお会いします。

若手男 私は、先日、SNS を通じてメッセージがきて、一度話を聞いてくれないか、ということでお会いしました。

新人 そういった飛び込みの相談の場合に、相談料は請求するのでしょうか。

中堅女 私は、無料にしていますが、通常は5000円～1万円を請求すると思います。

2 利益相反の管理

新人 離婚事件の相談で気をつけるべきことは、ありますか。

中堅女 まず、コンフリクト（利益相反）の管理ですね。

ベテラン男 弁護士会の法律相談などでは夫側の相談を受けたことがあるのに、忘れていて、数カ月後に妻側から相談をされるという場合もあり得ると思います。

新人 離婚事件に限らずコンフリクトで懲戒請求されないようにするためには、どのような事件管理が必要でしょうか。

ベテラン男 弁護士が1人の事務所の場合には、相談者の素性を把握できていれば、基本的には問題ないと思うのです。しかし、弁護士が複数所属している事務所では別の弁護士が相手方の相談に応じていた場合があり得るので、そこは情報を共有しておく必要があります。

中堅女 そうですね。弁護士の所属人数が多い事務所になれば、誰がどのような事件を担当しているのか把握していないと事務所内で当事者双方の代理人を受任しているという事態になりかねません。実際には関与していない事件についても、代理人として名前をあげる事務所もあるようですから、当事者双方の委任状に名前があがっていたりしたら、懲戒請求されると処分は免れないでしょう。私は、相談にあたって事前に相談カードに記入してもらいますが、当然相手方についても記入してもらいます（後記4(1)参照）。離婚事件であれば、相談者だけでなく配偶者の氏名（旧姓）、年齢、勤務先、収入などを教えてもらいます。それから子の有無、年齢、学校などですね。ここまで聞いておけば、同じ事件の相談対応をすることは非常に少なくなるはずですよ。

若手男 弁護士1人であれば、ある事件の相談カードをみたときに、この事案はどこかで相談を受けたと記憶を喚起することもできるかもしれませんが、同じ事務所に所属している別の弁護士の担当事件の情報は、逐一確認する必要がありますね。

ベテラン男 これは、離婚事件に限ったことではありませんが、相談内容については、受任したもの、受任に至らなかったものも含めてデータベースに入力しておいて、自分が相談の依頼を受けて相談カードが提出された時点で、当事者の名前が以前受けた相談の中になかったかを確認する習慣

化が必要です。必然、コンフリクトの問題は回避できるようになります。

中堅女 私の事務所では、相談を受けた案件、受任した事件は、当事者の名前と依頼内容を事務所のメーリングリストに回付しています。私も相談や受任をするときには、メールを確認するようにしています。

若手女 結構大変そうですね。

中堅女 当事者と事件内容だけを、自分が受けた相談や受任する事件と照らし合わせるだけですから、そんなに手間はかかりません。

新人 東京であれば、人口も弁護士の人数も多いですし、なかなかコンフリクトの問題に接することはないように思うのですが。

中堅女 確率は高くなくても、この点を軽視するのは弁護士の危機管理としては問題があります。離婚事件のケースでいえば、法律相談に来た方の相談に対応した数日後、事務所にその相手方が相談に来たいと連絡してくることはあり得ます。地元の区役所の法律相談の担当をしていたら、同じ地元の所属する法律事務所に相手方が相談に来ていたといったことは、十分可能性があるといえます。特に日本では、スズキさん、サトウさんといった同姓の方も多いため、離婚事件では、相談カードに旧姓まで記入してもらおうくらいの慎重さが必要なように思います。

ベテラン男 こういったことは、離婚事件にかかわらず、普段から習慣づけておかないと懲戒請求をされてしまったらでは手遅れですし、なかなか事務所全体でシステムとして徹底するのに時間がかかるので、対応していないならすぐに改善しておくことをおすすめします。

新人 離婚事件の相談に来た方の相手方とすでに相談対応済みだった場合は、どのように対応したらよいのでしょうか。「相手方に対応済みなので相談に応じることはできません」と言ってしまうとよいのでしょうか。

中堅男 それは駄目です。離婚事件の相談に来る方は、相手方には内緒で来る方も多いのです。すでに、相手方からの相談を受けたなどと言ってしまうと、相手も離婚を考えていることを教えてしまうことになります。それこそ懲戒請求を受けることになります。これは離婚事件に限った話で

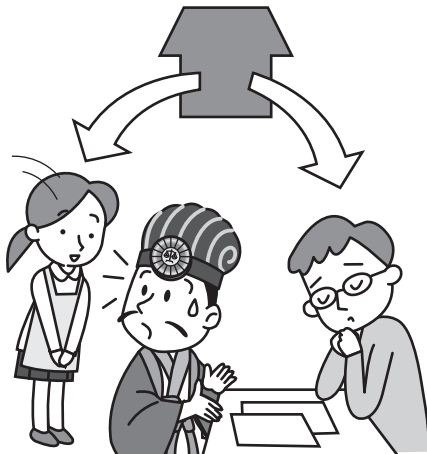
はありません。誰からどんな相談を受けたかを漏らすことは守秘義務違反です。

若手女 そうでしょうか。自分が相手方から相談を受けたことを伝えただけなら、懲戒にはならないのではないのでしょうか。

若手男 いずれにせよ、事情を説明せずに、相談を断ることはできませんよね。

ベテラン男 文献（高中正彦『法曹倫理』74頁）には、まさに同じようなケースが取り上げられていて、「相談を受けたこと自体を開示すれば、守秘義務違反となるから、中止や辞任理由の説明には細心の注意が必要である」とされています。

中堅男 相談者には失礼になるかもしれませんが、急病などの理由でお断りするなどして、別の弁護士に依頼してもらうように対応するほかないかもしれませんね。



この人、先日相談に来た男性の奥さんだ!!

3 離婚事件の相談の特徴と留意点

ベテラン男 離婚事件の特徴の1つに、相談の段階では、法的なアドバイスのみでは相談者の問題を解決できない場合が多いということがあげられます。むしろ、カウンセリングに近くて、配偶者の不満を言えたらすっきりしたという人もいるでしょう。また、精神的な病気になってしまっている人もいて、こちらの説明が理解できない方もいます。

若手男 簡潔に話ができない人もいますよね。同じ話をくり返す相談者はもちろん離婚事件に限ったことではありませんが、離婚事件に特に多いような気がします。

新人 なかなか相談の説明が終わらない方には、どのように対応するのでしょうか。

若手男 いきなり打ち切ったりはしません。途中で話に入って、「これまでのご説明を時系列にまとめてみましょうか」といった形で、こちらで整理します。

若手女 そうですね、20分くらい経ったところで、1時間しか時間がありませんから、そろそろ一緒に、解決案を考えましょうか、と促すのがよいと思います。もちろん、相談者がそうしましよと言ってくれるのを待たないといけません。

若手男 話をさえぎらない配慮は大事ですよ。

中堅女 私の場合、受任するかどうかで、対応も異なる気がします。受任の可能性のある事件ならば、少し丁寧に聞いていくかもしれません。そして、ある程度の時間、1時間くらい経ったら委任契約の話をします。着手金などは、相談者にとっても重要なことなので、きちんと説明するようにしています。委任契約書は、案をお見せしてよく読んでから契約してもらうようにしています。

中堅男 受任する可能性が低い場合は、1時間ほど話を聞いて、法的助言だけはして、自分は受任できないと説明します。多忙であるとか、もっと

この分野が得意な弁護士がいるなどという理由を伝えることが多いです。

新人 相談に来る方は、男性、女性どちらが多いのでしょうか。

若手女 私の場合、多くは女性の相談者です。離婚することになったら生活面の不安があるわけですから、できるだけ財産分与をしてもらいたいわけです。そのために専門家である弁護士に相談するということです。

中堅女 私の場合、男性も多いのですが、男性が相談に来るのは女性に離婚したいと言われたときや、弁護士から内容証明が届いたとき、調停を申し立てられたといった、相手にアクションを起こされた場合が多いようですね。

若手男 妻以外のつき合っている女性がいて別れてほしいという男性もいるし、妻に虐げられて精神的に追い詰められている男性もいて、離婚事件では、ずいぶんいろいろな方が相談に来るというイメージがあります。

中堅男 現実には、相手に離婚を求められて、どうしたらよいのかわからなくて理不尽な要求に従っている人たちも多いと思います。そういった人たちは、弁護士に相談に来ないので、実態はわかりませんね。

新人 離婚事件の相談時に、特に気をつけておくことがありますか。

ベテラン男 離婚事件に限らないですが、安易に相談者の言うことを鵜呑みにし過ぎないことです。特に離婚を切り出された方の場合、精神的に追い詰められて病を患ってしまっていることがあります。なかには、被害妄想が強くなって、事実を誇張したり、実際には起きていないことを言う場合もありますから、受任後にそれをそのまま受け取って申立書や陳述書などを書いたりすると、收拾のつかない結果になることもあるのです。辞任したり、解任されたりすることもありますし、自分の言うことをきちんと信じて書いてくれなかったというので恨まれて弁護士会に懲戒請求されることもあり得るでしょう。事件を受任するかどうかは慎重に判断する必要がありますが、よく依頼者と相談内容を見極めて判断することだと思いません。

4 聴取方法

(1) 法律相談の聴取りフォームや相談カード

中堅女 私の事務所では、相談の際の聴取り用の相談カードが用意してあって、お茶を出した後、まずは、5分か10分で書いてもらうようにしています。

中堅男 私もそういったカードは作成していますが、あらかじめ書いてきてもらうようにしています。

若手男 どのような項目を掲げていますか。

中堅男 ①相談内容（離婚、関係解消、親権、養育費、子との面会交流、財産分与、慰謝料、年金分割、婚姻費用）、②本人の情報（名前・婚姻前の姓、住所・連絡先、年齢、勤務先、年収）、③配偶者等の情報（②と同じ）、④不貞・交際相手（がいる・いた場合）の情報（②に同じ）、⑤④の配偶者等の情報（②と同じ）、⑥子の情報（名前・同居の有無、年齢）、⑦両親・兄弟姉妹の情報（名前・年齢・住所は都道府県まで）、⑧経緯（交際開始日、婚姻日、同居開始日、最終別居開始日、離婚・関係解消日）、⑨離婚原因（不貞、DV、モラハラ（精神的虐待）、ギャンブル、金銭問題、親族関係、性格の不一致、その他）、⑩夫婦が築いた財産（住宅、住宅ローン、退職金、預貯金、保険、株式、借金、車、その他）などです。このほかに経緯メモとして夫婦の交際から離婚したあるいは決断に至るまでの経緯を時系列に書いてもらいます。離婚原因を具体的に書いてもらうという趣旨です。

若手女 細かいですね。

中堅男 そうでしょうか。いずれも離婚事件では聞いておくべき内容だと思います。もちろん記載がなくても相談は受けます。補充しながら質問していきます。

中堅女 私は、家庭裁判所に調停を申し立てる際の事情説明書を書けるくらいの内容を項目にしています。他の事務所でインターネットに掲げてい

るものを調べたら、ほかに学歴だとか職歴、両親の職業などを記載するものもあるようです。

新人 そういった法律相談カードは離婚事件以外でも用意されているのですか。

中堅男 私の離婚事件用の法律相談カードはそもそも一般的な事件のものにさらに質問項目を増やしたもので、交通事故と離婚事件では特別なものを用意しています。そのほかの場合は、一般的な法律相談カードを使っています。

若手男 私は、一般的な相談カードで対応して足りないところは聴き取りながら補充します。

ベテラン男 事案について簡単に書いた相談カードなら、コンフリクトチェックを行うこともできます。事前を書いてもらう場合には、あまり詳細に経緯を書いてもらうと利益相反事案であることがわかったときに対応に苦慮しますから、相談の詳細は、法律相談カードとは別に経緯メモとしてもらったほうがよいでしょう。

新人 電話やメールで問合せがあったら、法律相談カードを郵送やFAX、メールの添付ファイルなどで送って記載してもらうということですね。

若手男 そういった対応が多いのでしょうかけれど、最近では、事務所のホームページから法律相談カードをダウンロードできるものも多いようです。

ベテラン男 聴取り事項を作成しておいて、漏れないように質問していくことは、とてもよいことだと思うのですが、私自身は、いろいろ話を聞いていく中で、その人物像を把握したいのです。同じ話題をくり返したりある話題のところだけ声のトーンがあがったりするとそこにこだわりがあるということがわかるし、話し方でもある程度、人柄がみえてくる気がします。先ほどあった攻撃的な性格であるとか、病気を患っているのではないかということもそうしたやりとりからわかることも多いので、事前に詳細に書いたものを持参してもらうということはしていません。

中堅女 私も法律相談カードを使っていますが、すべての人に書いてもら

うのではなくて、少し複雑な事情がある人だとか、説明がまわりくどいなと感じた人などに記入をお願いしています。

若手女 話を聞いてほしいという気持ちが強い人は、頼まなくても詳細な文書を作成してくることが多いようです。分量も多くて、財産リストがきちんと用意されていたこともあります。

若手男 時間が限られているので、効率よく相談を受けるために法律相談カードを書いてきてもらうようにしていますが、結局、書いてきてもらった内容はあまりに詳細すぎたり回りくどかったりすることもありますね。

中堅男 印象にすぎませんが、私の経験では事前に法律相談カードを送って書いてきてくれる人は半分くらいです。お願いするときにも時間があれば書いてきてください、といった程度の頼み方です。時間がなかった人には、事務所に相談に来たときの最初の5分から10分程度で記入してもらいます。

若手男 聞きづらいことは、法律相談カードなどに項目をあげておくともいかもしれませんね。

中堅男 私は、法律相談カードに、「最終の夫婦関係があった日」を項目として掲げることに抵抗があります。多少聞きづらくてもやはりお会いして聞かないといけないこともあると思います。離婚したい理由は何でしょうか、などと質問すれば、聞きづらいことも含めて回答してもらえます。

(2) 持参・用意してもらうもの

新人 法律相談カード以外に、相談時に持参してもらうものはありますか。

中堅男 最初にすべて用意してもらうというのは難しいかもしれませんが、早い段階で確認しておきたいものは、夫婦の交際開始から離婚を決定するに至るまでの経緯を書いたメモ、戸籍謄本、不動産登記記録、車検証、証拠関係（不貞行為であればメールや録音、写真、探偵事務所の調査結果等、DV（ドメスティック・バイオレンス。以下、本書では「DV」という）であればがの写真、診断書等）、収入関係の書類（源泉徴収票や給与明

細、確定申告書の控え、ローン残高証明書等)、それからこれは離婚事件に限りませんが、免許証や保険証等の本人確認書類と印鑑ですね。

若手女 学費関係の見通しも大事なので、資料を持参してもらおうようにしています。学校のホームページに子どもの卒業までにかかる費用が紹介されていることがありますから、そういったものです。

中堅女 持ち家の場合には不動産査定をした書類があるといいですね。それから通帳です。自分のものは持参してもらいますが、別居をしていないときには、配偶者のものも写しとか写真に撮ってきてもらうことが可能であれば用意してもらいます。

新人 配偶者の通帳は、ひとつおとり撮影してもらおうのですか。

中堅女 通帳のすべての内容がみられるといろいろわかって助かりますが、表紙だけでも、店番号から支店名がわかるので、弁護士会照会ができます。

新人 支店名がわからなくても弁護士会照会で全店照会をかけることができますか。

中堅男 現在は、金融機関の全店照会は、確定判決がなければ対応してもらえません。配偶者の通帳は貴重な資料だと思うので、別居していてもできれば一度戻って写真を撮ってきてほしいですね。

中堅女 別居期間が長いのに配偶者の通帳を探して撮影するとなると不法行為の可能性もあります。

ベテラン男 その対応は注意すべきでしょう。弁護士が不法行為に荷担することになりかねません。

中堅男 写真撮影であれば、保険証や車検証もしてもらえると助かります。DVが離婚事由で家の壁に穴や傷があるのであれば、そういったものも撮影してもらおうとよいと思います。それから、離婚を急いでいないのであれば、証券会社からの郵便物がないかなども確認してもらえるといいですね。

若手男 証券会社から年2回報告書が届きますから、最長半年かかることになります。インターネットで照会できる場合もあります。

ベテラン男 初回相談時に必要なものとその後の打合せ時に用意してもら

えばいいものを分けて考えたほうがよさそうですね。あまり用意するものが多いと相談者も大変ですし、相談することをためらう可能性がありますから、最初は、経緯メモと本人の経済状況を確認するための通帳くらいにしておいて、その後、証拠収集を含めて用意してもらいたいものを伝えたいほうがいいでしょう。

若手女 経緯メモは、もう聞く必要がないくらいに詳細に書いてくる相談者もいますね。そのまま申立書に使えるくらいの充実した内容のものを時々みます。

中堅男 延々と相手の悪口が書いてあるようなものも多いですね。

若手女 離婚したくないという主張をしていきたいのに、相手方の悪口ばかり言っている経緯メモは、申立書の作成に利用しづらいことを説明してあげることが必要だと思います。

(3) 聴取りの順序

新人 法律相談カードの項目に従って質問していくのでしょうか。

中堅男 私は、まずは、主観的なことを先に聞きます。まず、今日相談に来た理由、一番今不安に思っていることを聞いてしまいます。たとえばもう別居してお金をもらえていないのであれば、まず婚姻費用の話をしてもらいます。まだ別居していない状態で、どうしたらよいかわからない、最初の一歩目がわからないというときは、財産の話よりもまず、別居することが可能かを一緒に考えます。

若手男 私は、離婚事件に限らず、相談時の最初の質問は、「どういった状況ですか」と尋ねることに決めています。そうすると自分の伝えたいことを話してくれます。

ベテラン男 法律相談カードに書いてもらったものを確認して、ひととおり話を聞いた後で、どこから補充的に質問していくのが重要ですね。離婚事件であれば、まず、離婚したいのかどうか、なぜ離婚したいのか、から質問していくことが多いように思います。

5 服装・態度

(1) 服装

新人 離婚事件の相談にあたっての態度や服装を教えてください。結婚指輪は、はずしますか。

中堅女 私は、はずしています。

若手男 私もしていません。

中堅女 離婚事件の相談では、指輪はしていないほうがよいかと思って
いるのです。指輪をしていることが、相談者にとってノイズ情報になるの
ではないかと思うのです。

新人 ノイズ情報ですか。

中堅女 つまり、必要なのは離婚するかしないか、離婚するとなったらど
のような生活をしていくことになるか、どのように相手方にこちらの要求
を伝えるか、といったことをできるだけ冷静に考えていきたいわけです。
でも、相談者にとって弁護士が指輪をしていることが、いろいろ複雑な感
情を抱かせて、相談に集中できなくなるのではないか、というわけです。

中堅男 私は、ふだんはしていないのですが、離婚相談のときだけは指輪
をはめます。指輪をしていたほうが、結婚や夫婦生活のことを理解しても
らえると感じてくれるかもしれないと思うのです。

中堅女 確かにそうですねけれども、そういったことは、弁護士の離婚事件
の対応にはあまり重要な要素ではありませんよね。

若手女 私は独身ですけど、既婚者のほうが離婚事件で有利だと感じた
ことはありません。

中堅女 私は、働いている妻であり母である女性の気持ちがわかるという
点などでは、既婚者で子どもがいることは、離婚事件では役立っている
と思うことが多いですね。ただ、結婚していること、子どもがいることなど
は、聞かれればもちろん正直に答えますが、わざわざこちらから話すこと
はしません。

●研究会参加者一覧●

(五十音順)

皆 真希 (あざ まき)

ラフィネス法律事務所

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-7-2 原ビル5階

TEL 03-5623-4577

井手 大展 (いで ひろのぶ)

小林・福井法律事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-12-6 コアロード西新宿203号

TEL 03-3343-6088

井手上祐希 (いでうえ ゆき)

法テラス川越法律事務所

〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町10-10 KJビル3階

TEL 050-3383-0022

伊藤 献 (いとう すすむ)

東京ブライト法律事務所

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-5-2 はごろもビル4階

TEL 03-5566-6371

井上 宙史 (いのうえ ひろふみ)

井上宙史法律事務所

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル8階

TEL 03-6265-3210

臼井 一廣 (うすい かずひろ)

臼井綜合法律事務所

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-9-6 十全ビル505

TEL 03-6206-6585

宇田川寛史 (うだがわ ひろふみ)

宇田川法律事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-8 弁護士ビル2階

TEL 03-3503-8763

太田 誉康 (おおた たかやす)

森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング 8階

TEL 03-6226-5096

大谷 隼夫 (おおたに はやお)

東京エクセル法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-3 磯村ビル 5階

TEL 03-3503-0921

大山 雄健 (おおやま ゆうけん)

福家総合法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8-8-17 伊勢萬ビル 6階

TEL 03-3572-7855

尾込平一郎 (おごみ へいいちろう)

泉法律事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-10-9 本間ビル 6階

TEL 03-3379-7718

海宝 三敬 (かいほう みつたか)

海宝法律事務所

〒173-0036 東京都板橋区向原2-19-2 トモエハイツ 1階

TEL 03-5926-7502

加藤 洋平 (かとう ようへい)

やざわ法律事務所

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-29-12 あいおい損保錦糸町ビル 3階

TEL 03-5625-2773

北 周士 (きた かねひと)

北・長谷見法律事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-16-6 JeV ビル 3階

TEL 03-6272-3670

木下 渉 (きのした わたる)

木下総合法律事務所

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-3-1 トーハン淡路町ビル 3階

TEL 03-3251-3002

小峯 健介 (こみね けんすけ)

扶桑合同法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麴町2-2 KIHOH ビル 6階

TEL 03-3515-2251

桜井 祐子 (さくらい ゆうこ)

官公庁出向中

佐藤 新 (さとう あらた)

福家総合法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8-8-17 伊勢萬ビル 6階

TEL 03-3572-7855

佐藤 壘 (さとう るい)

弁護士法人ネクスパート法律事務所

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-5-14 ジェネシス九段南 3階

TEL 03-5357-1901

鳴原 洋平 (しぎはら ようへい)

フェアネス法律事務所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル10階

TEL 03-3500-5330

関矢 聡史 (せきや さとし)

須田清法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-3-3 銀座西ビルヂング 2階

TEL 03-3538-1118

高島 敏秀 (たかはた としひで) (※)

清風法律事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂7-10-8 赤坂江戸清ビル 4階

TEL 03-5570-0551

鶴岡 拓真 (つるおか たくま)

篠崎・進士法律事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋1-7-2 虎の門高木ビル 6階

TEL 03-3580-8551

豊崎 寿昌 (とよさき としあき)

東京ブライト法律事務所

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-5-2 はごろもビル 4階

TEL 03-5566-6371

長竹 信幸 (ながたけ のぶゆき)

小林・福井法律事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-12-6 コアロード西新宿203号

TEL 03-3343-6088

中原 俊明 (なかはら としあき)

法律事務所ホームワン

〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-12 サンビル 9階

TEL 03-6859-4820

野澤賢太郎 (のざわ けんたろう)

東京ブライト法律事務所

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-5-2 はごろもビル 4階

TEL 03-5566-6371

野村 拓人 (のむら たくと)

青木耕一法律事務所

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-14-5 白井ビル 6階

TEL 03-3270-6390

濱田 六法 (はまだ むつのり)

まどか法律事務所

〒420-0031 静岡県静岡市葵区呉服町1-1-14 呉服町圭田ビル 7階

TEL 054-255-2819

濱谷 美穂 (はまや みほ)

東京ブライト法律事務所

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-5-2 はごろもビル 4階

TEL 03-5566-6371

藤川 元 (ふじかわ はじめ)

藤川元法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-14-5 新宿 KM ビル901

TEL 03-3226-6110

藤崎 太郎 (ふじさき たろう)

須田清法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-3-3 銀座西ビルヂング 2階

TEL 03-3538-1118

松野絵里子 (まつの えりこ)

東京ジェイ法律事務所

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル 8階

TEL 03-6380-9593

築瀬 捨治 (やなせ しゅうじ)

築瀬法律事務所

〒156-0056 東京都世田谷区八幡山1-18-16

TEL 03-5317-5547

山下 環 (やました たまき)

あさみ法律事務所

〒102-0082 東京都千代田区一番町8-15 一番町 MY ビル301

TEL 03-3511-8600

山本 常幸 (やまもと つねゆき)

関東法律事務所

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-8-9 三井ビル 6階

TEL 03-3341-4155

研究会参加者一覧

渡部 孝至（わたなべ たかし）

弁護士法人はるかぜ総合法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-26 巴町アネックス4階

TEL 03-6435-9213

※高畠敏秀弁護士は、2017年12月26日に逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

実践 訴訟戦術 [離婚事件編]

—— 弁護士はここで悩んでいる ——

平成30年3月4日 第1刷発行

定価 本体3,000円 + 税

編者 東京弁護士会春秋会
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 藤原印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

[営業] TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

[編集] TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。 ISBN978-4-86556-208-8 C2032 ¥3000E
カバーデザイン 鈴木弘